

実態調査の項目について（案）

1 調査の趣旨

各自治体における教育機会確保法成立後の不登校児童生徒の支援に関する実態を把握する。

2 調査対象

都道府県及び市区町村教育委員会等

3 調査項目

ア 民間の団体との連携等について * 確保法第 3 条

- 教育委員会と連携がある民間の団体・施設の数
- 具体的な連携状況
- 連携がある民間の団体・施設の概要

イ 教育支援センターについて * 確保法第 11 条

- 教育支援センター設置の有無（設置なしの場合はその理由）
- 在籍者の状況
- 職員の状況
- 活動内容
- 学校や教育委員会との連携状況

ウ その他 * 確保法第 13 条ほか

- 学校以外の場で学習活動等を行う不登校児童生徒への支援状況
- 教育相談体制の整備に係る状況
- 教育機会確保法の成立後、新たに取り組んだことや今後検討していること